

後見等開始審判取消しの申立てについて

1 概要

- (1) 本人がご自分で物事を判断できる状態まで回復されたなど、後見等開始の審判が必要なくなった場合、家庭裁判所に対し、後見等開始の審判の取消しを申し立てることができます。
- (2) 申立権者
本人、配偶者、四親等内の親族、後見人等、検察官

2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

(2) 収入印紙 800円分

(3) 郵便切手 2990円分

(内訳：500円×2枚，100円×5枚，84円×10枚，63円×5枚，
20円×10枚，10円×10枚，5円×5枚，1円×10枚)

(4) 添付資料

ア 申立人の戸籍謄本及び住民票

※ 本人もしくは後見人等が申立人の場合に既に当後見センターに提出された戸籍謄本・住民票と変わらないときは不要

※ 住民票については個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

イ 診断書(成年後見制度用)

ウ 鑑定についてのおたずね

エ 本人情報シート写し

3 申立ての手続

上記2の必要書類等が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

4 鑑定について

申立て後、事案の内容に応じ、鑑定を行う場合があります。その場合、別途鑑定費用(10万円程度)が必要となります。